

第3回教育委員会

令和2年2月25日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

協議題第4号 給特法の改正を踏まえた対応について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要

概 要

1. 一年単位の変形労働時間制の適用【第5条関係】

地方公共団体の判断により、休日の「まとめ取り」の導入ができるよう、一年単位の変形労働時間制の適用を可能とする。（選択的導入）

2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定【第7条関係】

公立学校の教育職員が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであること等を踏まえ、文部科学大臣は、公立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする。

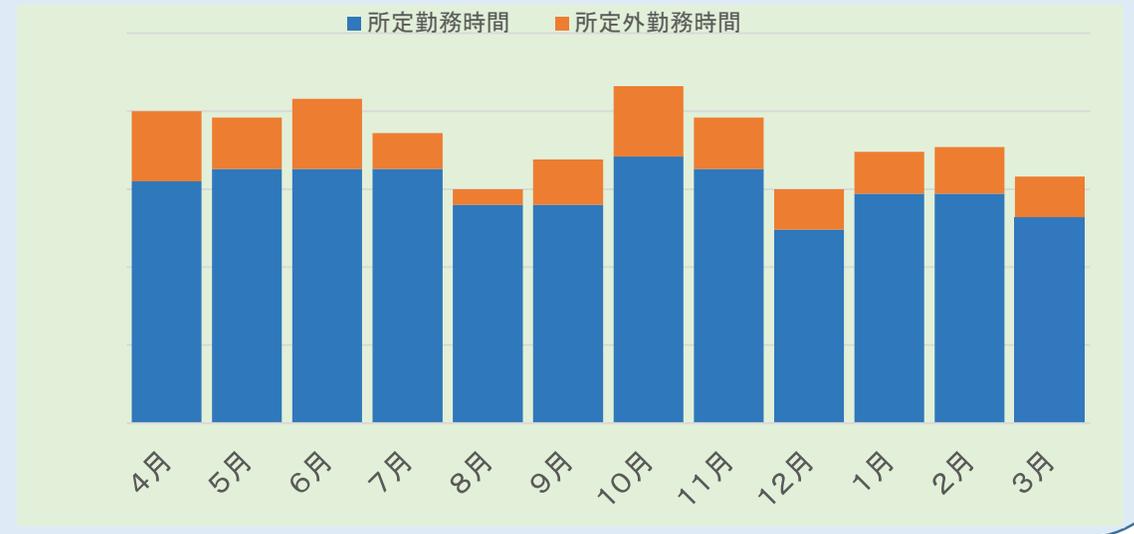
施 行 期 日

1. 一年単位の変形労働時間制の適用（第5条関係）については令和3年4月1日
2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定（第7条関係）については令和2年4月1日

1. 一年単位の変形労働時間制の適用

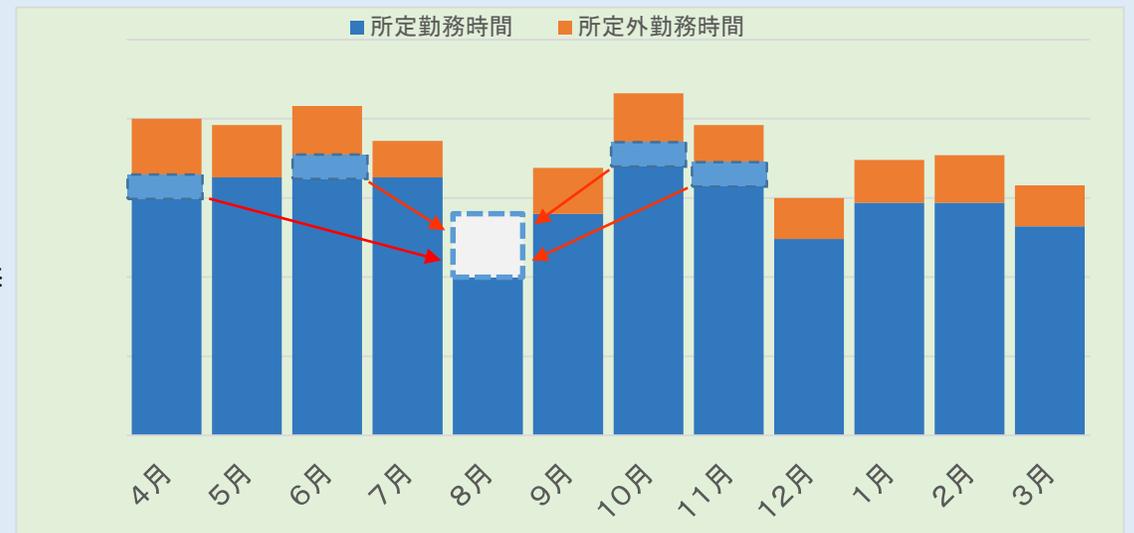
休日の「まとめ取り」の導入前

- 年間を通して、所定の勤務時間が週あたり38時間45分割り振られている。



休日の「まとめ取り」の導入後 (文科省が示すイメージ)

- 学校行事等で業務量の多い時期（例えば、4月、6月、10月、11月の一部など）の所定の勤務時間を週あたり3時間増（3時間×13週＝39時間（約5日分））
- この5日間を休日として8月に「まとめ取り」



検討を要する事項

1. 条例改正について

1年単位の変形労働時間制の適用にあたっては、労働基準法において労使協定により定めることとされている事項（労働者の範囲、対象期間、労働日ごとの労働時間等）を条例により規定する必要がある。（中央教育審議会で審議後、文部科学省から条例・規則の例の提示が今後予定されている。）

2. 制度適用の前提要件

制度適用にあたっては、給特法改正の附帯決議において文科省が指針で示す在校等時間の上限方針（月45時間・年360時間）を満たす場合などに限るとされている。

本市教育委員会の対応

本市における時間外勤務時間の状況や学校現場の実態のほか、国や他都市の動向などを踏まえ、今後検討する。

2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定

指針の概要

○業務を行う時間の上限

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

○上限時間

① 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内

② 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※児童生徒等にかかる臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、

1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内

(連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6か月まで)

○教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置

文部科学大臣が定める指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（「上限方針」）を教育委員会規則等において定める。

上限方針の規則等への反映について

○本市では、教育委員会会議での議決を経て昨年12月に策定した「学校園における働き方改革推進プラン」において教員の時間外勤務時間の上限の基準を月45時間以内・年間360時間以内などとしており、文部科学大臣が指針で示した基準と同様の基準を既に定めている。

○なお、文科省指針で示された「在校等時間」では、「正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間」を除くとされているが、本市がプランで示した「時間外勤務時間」では、この自己研鑽等に係る時間を含んだものとしている。

○また、文科省指針では、月45時間・年360時間を超えることができる場合を「児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合」に限定しているが、本市がプランで示した上限基準では、このような限定は課していない。

○今後、大阪府や他都市の状況も踏まえながら、プランで定めた基準をもとに、上限方針を教育委員会規則において規定することを検討する。

○なお、指針においては留意事項として、上限方針の実効性を高めるため条例の整備を行うこととされているが、本市では上限方針を教育委員会規則等に規定する根拠が既に条例に規定されていることから、条例改正を行う必要はないものと考えている。